

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 1 3 2 号
件 名	国保の高額療養費支給申請を簡素化することについて
要 旨	<p>令和3年3月17日、保発0317第1号、厚生労働省保険局長から県知事宛てに「国民健康保険法施行規則の一部を改正する省令の公布について」が発出されています。改正の内容は、1、高額療養費の支給申請に関する手続について、「世帯主及び当該世帯主の世帯に属する被保険者が70歳に達する日の翌日以後である場合」に限らず、市町村が別段の定めをすることができることとすること。(改正省令による改正後の国保則第27条の17関係)、2、その他所要の規定の整備を行うこととなっています。</p> <p>高額医療費の支給申請で毎月、区役所を訪れますが、受付までに2時間くらい要します。国は今回、その運用に遺漏なきようお願いしています。簡素化すれば、初回に1度申請すれば、申請する必要がないです。申請者の多くが高齢者です。高齢者の負担軽減と市の事務負担の軽減のために、簡素化すること。</p> <p>以上のことから次のことを求め陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 速やかに、厚生労働省の発出文書に基づいて、運用すること。 2 申請を簡素化すること。 3 申請者の負担を軽減すること。 4 申請窓口業務を改善すること。
付 託 年月日 委員会	<p style="text-align: center;">第1項 } 市民厚生常任委員会 第4項</p> <p>令和3年12月2日</p>
受 理	令和3年10月12日 第329号